

困ったときは
市 消費生活相談窓口（米原庁舎）
相談専用 ☎52-8088

〔受付〕 平日 9時30分～16時



送りつけ商法（ネガティブ・オプション）に注意！の巻

*ネガティブオプションとは・・・頼んでもいないのに商品が一方的に送りつけられてくる商法

—ある日、自宅に花の苗が届きました！—

カタログを見て花の苗を注文したが、既に届いているのに、また花の苗が届いた。家族に聞いたが誰も頼んでいない。中に振込用紙が同封されていた。どうしたらよいのでしょうか。



受取拒否ができます

宅配業者等が持ってきたときに「頼んだ覚えがない」と受取拒否もできます。誰かが頼んでいるかもしれないと思ったときは、配達の人に少し待ってもらって確認しましょう。

代金と引き換えで受け取る場合は要注意!!

代金を払ってしまうと購入の意思があるとみなされ、契約が成立したことになってしまう場合もあり、返金はさらに困難となります。確認ができなければ受取拒否するなど慎重に対処しましょう。

「商品が必要ない場合には、返品してください。返品がない場合は、承諾したものとします。」などの書面が同封されている場合が多いですが、返品しないからといって、買いたいということにはなりません。右記のような対処をしましょう。

受け取ってしまった場合は・・・

受け取ったその日から14日間経過すれば、代金を支払ってなくても商品を自由に使用・消費・処分できます。ただし、その14日間は自分のものと同様の注意を払って大事に保管しなければなりません。

手元においておくのが嫌なときは、業者に「注文していないので、すぐに引き取ってほしい」と連絡しましょう。受け取った日から7日間が過ぎれば自由に処分できます。

※後日のトラブルを防ぐために・・・
証拠として残る内容証明郵便、または簡易書留（ハガキの両面をコピーして保存）などで引き取りを要求しておきましょう。業者に返送するときの送料は業者負担となります。

「おかしいな」と思ったら一人で悩まず、まずは消費生活相談窓口へご相談ください。

【米原警察署情報】

問 米原警察署 ☎ 52-0110

夏期の交通事故防止

夏休みには、外で遊ぶ子どもやレジャー交通が増えることから、交通事故が多発します。楽しい夏休みを過ごすために、みなさん一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故にあわない・おこさないようにしましょう。

また、飲酒の機会が増える時期でもあります。一口でも、お酒を飲んだら絶対に車を運転してはいけません。車に乗る人にお酒を勧めたり、お酒を飲んだ人に車を貸したり、お酒を飲んだ人が運転する車に同乗することも犯罪行為になります。絶対にやめましょう。



戸締りをして、
空き巣や忍び込
みの被害にあわ
ないようしまわ
しょう。

* 米原市内の犯罪発生状況（平成26年6月30日現在） ※カッコ内は前年比

総数 114件（-101件）、侵入盗罪 11件（-10件）、乗物盗 17件（-20件）
非侵入盗罪 47件（-56件）、その他の刑法犯 39件（-15件）

* 米原市内の交通事故

件数 70件（-12件）、死者 4人（+3人）、傷者 94人（-17人）